

被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を明らかにする明細書

(平成
令和 年分)

氏 名 _____

賃 貸 し た	共同住宅 又は長屋の 所在地 建物番号・名称	①			
	共同住宅 又は長屋の 全体の戸数	②	戸	戸	戸
資 産 の 明 細	公募の対象 とした独立 部分	③	戸 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、	戸 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、	戸 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、 号室、
			④		
公 募 要 件 に 該 当 す る 事 実 の 明 細	公募の方法	④			
	公募年月日 又は期間	⑤	. . . ~ ~ ~ . . .
	公募を実施 した地域	⑥			
	募集期間	⑦	. . . ~ ~ ~ . . .
	応募者 の範囲	⑧			
	賃借人の 選定方法	⑨			
備 考					

被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を明らかにする明細書

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第 13 条の 2 第 2 項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の賃貸が同項第 5 号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に使用します。

なお、平成 26 年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧震災特例法令」といいます。）第 13 条の 2 第 2 項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の賃貸が同項第 5 号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合にも、使用します。

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 11 条の 2 に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- (2) 「②」欄には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- (3) 「③」欄には、公募の対象とした被災者向け部分の戸数及び室番号を記載します。
- (4) 「④」欄には、その独立部分について行った公募の方法（東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること及びその独立部分の床面積が 50 ㎡未満の場合にあっては東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること及び単身者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限り）を、例えば「テレビ広告」、「インターネット広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。
- (5) 「⑥」欄には、その共同住宅又は長屋について実施した公募対象地域を、例えば、「宮城県内全域」などのように具体的に記載します。
- (6) 「⑧」欄には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。
- (7) 「⑨」欄には、貸借の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「東日本大震災の被災者を優先して賃貸」や、独立部分の床面積が 50 ㎡未満である場合にあっては「単身者に優先して賃貸」などのように具体的に記載します。
- (8) 「備考」欄には、上記(6)による記載事項のほか、1 回の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

震災特例法第 11 条の 2、(旧) 震災特例法令第 13 条の 2、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第 3 条の 2